

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式6-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
R3荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務 荒川上流河川事務所管内 R3.4.1～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 藤本 雄介 埼玉県川越市新宿町3-12	令和3年4月1日	(公財)日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される身公募型に進じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R3荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務日水コン・日本生態系協会設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	42,944,000	42,944,000	100.00%	-	公財	国認定	2			有
琵琶湖事業推進地域連携調査業務 滋賀県大津市黒津4-2-2 R3.4.3～R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 矢野 公久 滋賀県大津市黒津4-5-1	令和3年4月2日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、琵琶湖河川事務所地域連携事業を推進するために、河川レンジャー活動、住民と行政の連携、アクア琵琶湖案内ボランティア活動の支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	21,967,000	21,923,000	99.80%	-	公財	国認定	1			有
令和3年度 伊勢湾航行影響検討業務 愛知県名古屋市中区 R3.4.6～R3.9.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 名古屋港湾事務所長 藤田 亨 愛知県名古屋港区築地町2	令和3年4月6日	公益社団法人伊勢湾海難防止協会 愛知県名古屋港区西倉町1-54	3180005014553	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中部国際空港沖公有水面埋立事業が周辺海域の航行安全に及ぼす影響について検討を行うとともに、その対応策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討を行うものである。 本業務は、工事に伴う一般及び工事船舶の安全確保に必要となる海上の安全に関する高度な知見が必要となる業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であることから、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者(注から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。 審査の結果、総合的に最も評価値が高位である伊勢湾海難防止協会を契約の相手方として特定した。	16,830,000	16,500,000	98.04%	-	公社	国認定	1			無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び品目 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
円山川自然再生事業とりまとめ他業務 兵庫県豊岡市津居山地区先～兵庫県豊岡市日高町赤崎地先 R3.4.10～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 南 知之 兵庫県豊岡市幸町10-3	令和3年4月9日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和3年度までのモニタリング調査結果に基づき、河川工事に伴う河川環境への影響分析・環境に配慮した整備事業の効果とりまとめ及び円山川水系自然再生計画(時点更新)に基づく整備事業(中郷遊水地湿地創出等)の具体化検討を行い、事業進捗を図ることを目的とする業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施する	49,610,000	49,225,000	99.22%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川環境へ配慮した事業を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R3鬼怒川・小貝川事業計画検討業務 下館河川事務所管内 R3.4.10～R4.2.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 工藤 美紀男 茨城県筑西市二本成1753	令和3年4月9日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は鬼怒川及び小貝川の河川整備状況を整理し、河川整備計画に位置づけられた事業の整備手法等における検討を行い、事業監理の基礎資料とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、公平性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3鬼怒川・小貝川事業計画検討業務河川財団・パンフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	31,460,000	31,460,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川整備手法の検討資料の作成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R3鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 鬼怒川及び小貝川流域 R3.4.10～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 工藤 美紀男 茨城県筑西市二本成1753	令和3年4月9日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に変状等評価し、変状等が遂行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料について取りまとめを行うものである。また、近年求められているコスト縮減や省力化に配慮した鬼怒川及び小貝川の適切な河川管理に資するため、河道内の樹木管理計画の検討等を行い、今後の下館河川事務所管内における河川の維持管理体制の構築のためのとりまとめを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	55,187,000	54,010,000	97.87%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
R3渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 渡良瀬川河川事務所 R3.4.14～R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 渡良瀬 河川事務所長 塚本 一三 栃木県足利市田中町 661-3	令和3年4月13日	設計共同体 公益財団法人河川財団他 1者 東京都中央区日本橋小伝 馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状況把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有するべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料について取りまとめ等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R3渡良瀬川河川管理施設監理検討業務河川財団・東京建設コンサルタント設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	68,497,000	67,628,000	98.73%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和3年度多摩川河川環境管理検討業務 京浜河川事務所管内 R3.4.15～R4.2.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 京浜河 川事務所長 竹田 正彦 神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央2-18-1	令和3年4月14日	公益財団法人リバーフロン ト研究所他1者 東京都中央区新川1-17- 24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、多摩川における環境整備事業を効果的に実施するため、自然再生の対策手法に関する検討や河川環境管理計画に関する検討等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 A社は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	38,654,000	38,390,000	99.32%	-	公財	国認定	2		本業務は、河川の環境整備計画の策定といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施していることにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和3年度越後平野における生態系ネットワーク形成の推進に関する検討業務 北陸地方整備局河川部 河川計画課 R3.4.28～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 岡村 次郎 新潟県新潟市中央区美 咲町1-1-1 新潟美咲合 同庁舎1号館	令和3年4月14日	公益財団法人日本生態系 協会 東京都豊島区西池袋2- 30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川を基軸とした越後平野における生態系ネットワークの形成とともに、魅力的で活力ある地域づくりの実現に向け、全体構想の策定に向けた検討を行うとともに、各地域の活性化を図るための効果的な取組内容等について検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、河川環境や河川の生態系における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、左記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。 よって、左記業者と随意契約を締結するものである。	21,362,000	21,329,000	99.85%	-	公財	国認定	1		本業務は、生態系ネットワークの推進の達成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2-2-10他(淀川河川事務所及びその管内) R3.4.16~R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 三戸 雅文 大阪府枚方市新町2-2-10	令和3年4月15日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川での地域連携における河川事業の推進のための地域連携方策のあり方についての検討及び河川レンジャーの活動支援等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	87,021,000	86,658,000	99.58%	-	公財	国認定	1		本業務は、地域と連携した河川事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
来島海峡航路みなとカメラシステム整備検討業務 R3.4.15~R3.10.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 宮崎 貴司 愛媛県松山市海岸通2426-1	令和3年4月15日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、来島海峡航路において航路管理及び災害・事故時等の危機管理を含めた監視を行うためのみなとカメラシステムの更新について検討を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	29,933,341	29,810,000	99.59%	-	公社	国認定	1		本業務は、来島海峡航路における施設管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R3江戸川管内河川管理施設監理検討業務 江戸川河川事務所管内 R3.4.16~R4.3.16 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 岩見 洋一 千葉県野田市宮崎134	令和3年4月15日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響を検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕を効率的・効果的に実施する修繕計画等の基礎資料の取りまとめ及び堤防除草費コスト縮減検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「堤防除草の適切かつ効率的な実施に向けた検討方法について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R3江戸川管内河川管理施設監理検討業務河川財団・キタク・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	31,834,000	31,823,000	99.97%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
淀川生態環境調査解析業務 大阪府枚方市新町2-2-10他(淀川河川事務所及びその管内) R3.4.20~R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 三戸 雅文 大阪府枚方市新町2-2-10	令和3年4月19日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川において天然記念物であるイタセンバラや鶯鷲コン原など、多様な生態系を有する環境の保全再生を目指すための調査、解析をする。また、淀川環境委員会の資料作成及び運営補助を行い、河川環境の保全に反映することを目的とする業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	49,137,000	49,071,000	99.87%	-	公財	国認定	1		本業務は、淀川 の環境を保全及び再生と いった政策目的の達成のために必要な 支出であるが、参加条件等の見直し、十分 な契約準備期間の確保、業務内容の明確 化、参入拡大を前提とした適切な業務内 容の検討を行うなど、競争性を高める取 り組みを実施しており、点検の結果問題 はない。引き続き透明性の向上に努めるな ど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等 においても公平性・公正性の確保が十分 に図られており、問題はない。	有
令和3年度京浜管内河川管理施設監理検討業務 京浜河川事務所管内 R3.4.20~R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 竹田 正彦 神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央2-18-1	令和3年4月19日	設計共同体 公益財団法人河川財団他 1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、京浜河川事務所が管理する河川の維持管理状況、展望点検や河川巡視業務を踏まえ、適切かつ適正に河川維持管理業務を遂行するために、堤防等河川管理施設の点検方法や分析・評価、河川巡視実施方針の評価・とりまとめを行うとともに、維持管理計画の改定(案)の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、工程計画、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 令和3年度京浜管内河川管理施設監理検討業務河川財団・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	40,304,000	39,985,000	99.21%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕と いった政策目的の達成のために必要な 支出であるが、参加条件等の見直し、十分 な契約準備期間の確保、業務内容の明確 化、参入拡大を前提とした適切な業務内 容の検討を行うなど、競争性を高める取 り組みを実施しており、点検の結果問題 はない。引き続き透明性の向上に努めるな ど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等 においても公平性・公正性の確保が十分 に図られており、問題はない。	有
R2常陸河川国道那珂川事業計画検討業務 那珂川水系 R3.4.20~R4.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町 1962-2	令和3年4月19日	設計共同体 公益財団法人河川財団他 2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、常陸河川国道事務所にて実施している那珂川緊急治水対策プロジェクトについて、令和6年度完了に向けた事業全体計画・各年度の工程計画等の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R2常陸河川国道那珂川事業計画検討業務河川財団・エコー・パブリックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	32,835,000	31,746,000	96.68%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川の事業計画の策定と いった政策目的の達成のために必要な 支出であるが、参加条件等の見直し、十分 な契約準備期間の確保、業務内容の明確 化、参入拡大を前提とした適切な業務内 容の検討を行うなど、競争性を高める取 り組みを実施しており、点検の結果問題 はない。引き続き透明性の向上に努めるな ど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等 においても公平性・公正性の確保が十分 に図られており、問題はない。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
中国地域港湾の中長期構想における施策推進検討業務 R3.4.20～R4.3.18 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中島 靖 広島県広島市中区東白島町14-15	令和3年4月20日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中部国際空港沖公有水面埋立事業が周辺海域の航行安全に及ぼす影響について検討を行うとともに、その対応策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討を行うものである。 本業務は、工事に伴う一般及び工事船舶の安全確保に必要となる海上の安全に関する高度な知見が必要となる業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することから、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者(注から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人伊勢湾海難防止協会を契約の相手方として特定した。	33,177,115	32,978,000	99.40%	-	公社	国認定	1		本業務は、中国地域港湾の中長期構想の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和3年度 大規模災害時における広域連携に関する検討業務 愛知県名古屋 R3.4.21～R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 加藤恒太郎 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	令和3年4月21日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中部国際空港沖公有水面埋立事業が周辺海域の航行安全に及ぼす影響について検討を行うとともに、その対応策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討を行うものである。 本業務は、工事に伴う一般及び工事船舶の安全確保に必要となる海上の安全に関する高度な知見が必要となる業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することから、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者(注から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人伊勢湾海難防止協会を契約の相手方として特定した。	20,524,263	20,515,000	99.95%	-	公社	国認定	1		本業務は、災害時の事業継続計画を策定するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
堤防植生等維持管理効率化対策効果検証業務 大阪府枚方市山田池北町11-1 R3.4.22～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 達家 養浩 大阪府枚方市山田池北町11-1	令和3年4月21日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他1社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、近畿地方整備局が管理する堤防の機能を効率的に維持するための方策について、堤防の低草丈草種への植生転換や河道内樹木の減勢試行の検証等を通じて、とりまとめることを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施する	47,828,000	47,828,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、植生管理による河川管理施設の維持といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及びポイント (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
R3・4江戸川高規格堤防整備推進方策検討業務 江戸川河川事務所管内 R3.4.24～R4.11.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 岩見 洋一 千葉県野田市宮崎134	令和3年4月23日	公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、江戸川沿川における今後の高規格堤防整備の推進を図るため、沿川地域のまちづくり計画や開発計画等の収集・整理を行い、まちづくり形態に応じた事業スキームの検討や整備方針案の検討・作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから高規格堤防、土地区画整理事業、事業化検討などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3・4江戸川高規格堤防整備推進方策検討業務建設技術研究所・リバーフロント研究所設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである	59,917,000	59,917,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川の高規格堤防の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
石狩川下流域生態系ネットワーク検討業務 北海道札幌市 R3.4.28～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 石川 伸 北海道札幌市中央区北2条西19	令和3年4月27日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めたテーマ「生態系ネットワークを広域に展開するにあたっての留意点について」に対する的確性及び実現性が他社より優れ、総合的に高い評価を受けた者を特定した。 (公募)	14,982,000	14,982,000	100.00%	-	公財	国認定	2		本業務は、広域的な生態系ネットワーク形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R3利根川上流管内維持管理方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R3.4.29～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和3年4月28日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設点検に関するマネジメント及び結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務や対策等に関する効率化を検討するものである。また、河川維持管理業務実施状況の取りまとめや、堤防植生管理状況に関する継続的なモニタリング調査を行い、その結果を整理することで河川維持管理の広報及び品質向上を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、利根川上流管内における堤防等河川管理施設点検のマネジメント手法に関する技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R3利根川上流管内維持管理方策検討業務河川財団・エコー設計共同体は、技術提案書をふまえ、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	33,132,000	33,132,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
R3渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R3.5.8～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和3年5月7日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向けた取組の検討を行うものである。また利根大堰周辺地区において動植物の生息状況から治水と環境について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な知識や経験を必要とすることから、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク推進方法について技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	14,971,000	14,971,000	100.00%	-	公財	国認定	1			無
令和3年度 四万十川流域生態系ネットワーク検討業務 中村河川国道事務所 R3.5.18～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 田中 元幸 高知県四万十市右山2033-14	令和3年5月17日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務を遂行するためには、四万十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について高度な専門的な知識と技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定したものである。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	21,021,000	20,966,000	99.74%	-	公財	国認定	1			有
鹿島港洋上風力発電基地港を核にした地域振興構想等検討業務 R3.5.18～R4.3.18 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所長 前田 敬 茨城県鹿嶋市栗生2254	令和3年5月18日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂三丁目3番5号住友生命山王ビル	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、鹿島港洋上風力発電基地港を核にした地域振興構想等の検討を行うものである。 本業務を円滑かつ確実に遂行するためには、洋上風力発電基地港に関する知見を十分に有していることが必要になる。鹿島港は令和2年9月2日に「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)」に指定されており、地元鹿嶋市の地域振興構想等の検討が求められるが、受注者の専門的知識、創意等によって業務成果に差異が生じるおそれがある。 そのため、技術提案を求め適切に評価し受注者を選定する他、優れた技術提案がなされた場合には仕様で反映することにより、業務成果の向上を図ることができる簡易公募型プロポーザル方式により実施するものとし、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 テーマ：洋上風力発電基地港を核にした地域振興構想等の検討に際しての留意点及びその留意点を踏まえた具体的な検討手法について その結果、業務目的について優れた技術提案を行った(公社)日本港湾協会を特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、(公社)日本港湾協会と随意契約をするものである。	18,648,936	18,480,000	99.09%	-	公社	国認定	1			無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
R3霞ヶ浦水環境対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所管内 R3.5.19～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長 小櫃 基住 茨城県潮来市潮来3510	令和3年5月18日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3霞ヶ浦水環境対策検討業務河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	33,825,000	33,822,800	99.99%	-	公財	国認定	1		本業務は、霞ヶ浦の水環境対策検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
高台まちづくりのための高規格堤防整備に関する検討業務 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館(近畿地方整備局) R3.5.22～R4.3.18 土木関係建設コンサルタント	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 溝口 宏樹 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	令和3年5月21日	リバーフロント研究所・応用地質設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、線的・面的につながった高台・建物群を創設する高台まちづくりを推進する「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」(令和2年12月)(以下、「ビジョン」と言う。)と同様な取組を広く展開するため、ビジョンでの整備手法やこれまでの高規格堤防整備事業における整備手法を参考として、今後の高台まちづくりに関する施策の検討を行うものである。 また、まちづくりと高規格堤防整備事業の一体的な実施のため、宅地と河川等を想定した高規格堤防の盛土基準の検討等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に28者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	32,604,000	32,604,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、高規格堤防整備事業といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、業務内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みものとする。 なお、本業務は令和4年度に終了する事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R3利根川下流部自然再生検討業務 利根川下流河川事務所管内 R3.5.25～R4.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	令和3年5月24日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部自然再計画等に基づき、利根川下流部において多様な生物の生息・生育が可能な河川環境を保全・再生するために、貴重な生物の保全対策を含めた自然再生整備の検討を行うとともに、動植物の調査等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、干潟再生地における底生動物モニタリング手法について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3利根川下流部自然再生検討業務エコー・河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	52,800,000	52,789,000	99.98%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川環境の保全・創出の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
令和3年度 全国水質現況評価検討業務 R3.5.26～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 堀田 治 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	令和3年5月25日	令和3年度 全国水質現況評価検討業務 河川財団・日水コン設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、全国の一級河川の水質データの収集・分析・評価を行うとともに、良好な河川環境の維持及び河川環境の改善に向けた今後の施策のあり方や今後の河川水質調査方法等について検討するものである。 左記業者は企画提案書の提出があった唯一の業者であり、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、業務の特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し優れていることから、特定したものである。	30,745,000	30,745,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、水質の維持及び改善といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R3荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 荒川上流河川事務所管内 R3.6.2～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 藤本 雄介 埼玉県川越市新宿町3-12	令和3年6月1日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に執行するため、既往の堤防点検評価、巡視結果などを踏まえ、今年度の堤防点検評価の検討及び効率的かつ効果的な修繕を実施するための対策工法について検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R3荒川上流管内河川管理施設監理検討業務東京建設コンサルタント・河川財団・関東建設設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	32,120,000	32,010,000	99.66%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R3関東地域におけるグリーンインフラ活用検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.5～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年6月4日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013300501887	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、関東地域におけるグリーンインフラの活用と、多様な主体と連携した生態系ネットワークの形成推進の方策について検討を行うものである。また、前述方策の検討と推進を図るため関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会の運営補助等も行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,994,000	100.00%	-	公財	国認定	2		本業務は、河川環境整備の構築といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
R3久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R3.6.5～R4.3.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和3年6月4日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の変状を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための基礎資料について取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「久慈川・那珂川の治水上の課題点を踏まえた上で、堤防点検を評価するための検討方法」の技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 令和3久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコー・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	57,244,000	57,244,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川管理施設の維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みを強化する。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R3河川水辺の国勢調査(河川版)総括検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.8～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年6月7日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川11-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和2年度に全国の河川で実施された「河川水辺の国勢調査」の調査結果を収集・精査し、公表資料作成・データベース更新を行うとともに、河川環境の実施や変遷について分析することを目的とするものである。また、河川水辺の国勢調査への環境DNA調査導入に向けて、環境DNAの調査・検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	57,013,000	56,980,000	99.94%	-	公財	国認定	2	連名契約	本業務は、河川環境の実態把握といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和3年度関門港における船舶航行安全検討業務 R3.6.7～R4.3.11 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局関門航路事務所長 久保 敏哉 福岡県北九州市小倉北区浅野3-7-38	令和3年6月7日	公益社団法人西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 関門海域は狭隘・屈曲部を有し、急潮流なうえ、航行する船舶が輻輳するなど、厳しい施工条件が見込まれる海域である。 本業務を実施するにあたっては、開発保全航路を含む関門海域における船舶航行に精通し、整備事業を実施する場合の航行安全対策に関する高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。 以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明業者においては、予定管理技術者の経験・能力(技術者資格、専門技術力)、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を画面で提出を求めるとともに、予定管理技術者へヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価した。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 西部海難防止協会が今回の業務内容を受注するにあたり最適業者であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。	44,198,000	43,780,000	99.05%	-	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う一般船舶航行に対する安全対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務 - R3.6.8～R4.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 東京港 湾事務所長 山本 康太 東京都江東区新木場1- 6-25	令和3年6月8日	公益社団法人東京湾海難 防止協会 神奈川県横浜市中区住吉 町四丁目45番1号 関内トーセイビルII 2 02号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。 本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合かつ最新の知見を有していることが必要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に關する高度な技術力を有する者から広く(知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定予備案については技術提案を求めた。 「Y2岸壁を利用する船舶の離着岸の状況を考慮した安全対策における着目点について」 本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、工事海域が船舶の航行に及ぼす影響を考慮したデジタル操船シミュレーション実験の実施条件に着目し、その実験結果を踏まえた航行安全対策を検討・策定するための手順等、優れた技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定予備案に対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知見を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。 よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。	38,324,000	38,324,000	100.00%	-	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う船舶への影響・安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R2関東地方整備局堤防植生管理等検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.16～R4.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和3年6月15日	設計共同体 公益財団法人河川財団他 1者 東京都中央区日本橋小伝 馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「堤防植生に応じた効率的な除草方法に関する留意点について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R2関東地方整備局堤防植生管理等検討業務河川財団・建設環境研究所設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	26,499,000	26,103,000	98.51%	-	公財	国認定	2		本業務は、河川管理における維持といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R2関東地方整備局河川現況台帳デジタル活用等検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.16～R4.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和3年6月15日	設計共同体 公益財団法人河川財団他 2者 東京都中央区日本橋小伝 馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「デジタル化した河川台帳の効率的な活用方法に関する留意点について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R2関東地方整備局河川現況台帳デジタル活用等検討業務河川財団・東京建設コンサルタント・八千代エンジニアリング設計共同体は、技術提案書をもふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	120,494,000	120,120,000	99.69%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川管理業務の効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
地域のまちづくりと連携した川づくりの推進に関する調査検討業務 東北地方整備局 R3.6.22～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 梅野 修一 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	令和3年6月21日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川11-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、地域のまちづくりと連携したかわまちづくりの手引き案を検討する上で、幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求める評価テーマを設定し、簡易公募型プロポーザル方式により評価を行い、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた者と契約を締結した。	49,973,000	49,973,000	100.00%	-	公財	国認定	1	連名契約	本業務は、地域と連携したかわまちづくりといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R3河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.24～R4.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 川俣 裕行 千葉県松戸市五香西6-12-1	令和3年6月23日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術・経験が必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・バスコ設計共同体は技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	51,370,000	51,315,000	99.89%	-	公財	国認定	1		本業務は、高度な河川維持管理技術方法の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R3利根川下流管内河川管理施設監理検討業務 利根川下流河川事務所管内 R3.6.26～R4.3.18 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	令和3年6月25日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部の堤防等河川管理施設の維持管理を適正に行うことを目的とし、堤防等河川管理施設の現状把握を河川巡視及び施設点検結果を基に行い、河川管理施設が有すべき機能の維持修繕等を効率的、効果的に行うため必要とする資料を収集整理し、河川維持管理計画に基づいた検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R3利根川下流管内河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	21,560,000	21,560,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
中国管内の港湾における広域連携BCP検討業務 — R3.6.29～R4.3.25 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中島 靖 広島県広島市中区東白島町14-15	令和3年6月29日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合の被害想定を整理し、中国管内の各港湾で定めている港湾BCP及び広島湾連携BCP等の課題の抽出、企業活動を継続させるため港湾機能の早期回復を図る方法や緊急物資輸送、広域的な代替輸送の方法など国民生活や社会経済への影響を最小限に留めるための港湾連携のあり方について検討を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式により、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書が提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定したものである。	22,441,718	22,374,000	99.70%	-	公社	国認定	1		本業務は、管内港湾の広域連携BCPの策定といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R2荒川下流沿川整備推進方策検討業務 荒川下流河川事務所管内 R3.7.9～R3.10.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 早川 潤 東京都北区志茂5-41-1	令和3年7月8日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川下流管内における高台まちづくりを推進するため、荒川沿川の土地利用状況調査を調査するとともに、モデル地区等の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから「同種又は類似業務の実績」、「配置予定管理技術者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書において、総合的に、最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	25,487,000	25,410,000	99.70%	-	公財	国認定	2		本業務は、沿川の高台まちづくりの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和3年度みなとカメラ設置検討業務 R3.7.8～R4.6.30 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 松良 精二 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和3年7月8日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を行うにあたっては、直轄工事の施工管理用、国有財産の災害時等における状況把握に関する知識は基より、カメラ機器やカメラシステムに関する知識及び適切な施工管理、航路管理及び災害時等における状況把握に必要な情報を収集し、多様な視点から分析し、みなとカメラ機器の設置方法等に関して、専門的で高度な技術力が必要となるため、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	60,289,946	60,170,000	99.80%	-	公社	国認定	1		本業務は、直轄工事の施工管理、国有財産の管理、災害時等における被災状況や復旧、支援状況の把握といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつているものである。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
岩木川流域生態系ネットワーク形成検討業務 青森河川国道事務所 R3.7.20～R3.12.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 東北地方整備局 青森河川国道事務所長 一戸 欣也 青森県青森市中央3-20-38	令和3年7月19日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、岩木川流域において、各産業の事業活動が流域内の生物多様性にどのように相互影響しているかを把握するとともに、減少している生物多様性の保全対策と、新たな地域振興活性化とを結びつける生態系ネットワーク形成に関して、高度な知識と豊かな経験が必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたところ、技術者の経験、能力等に関する必要要件を満足しているほか、対象地域の生態系と地域の特徴や地域活動と整合させるための課題を具体的に示すなど、適確な提案がなされており、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた者と契約を締結した。	13,112,000	12,441,000	94.88%	-	公財	国認定	1		本業務は、生態系ネットワークの形成推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R3久慈川・那珂川環境整備事業評価検討業務 常陸河川国道事務所管内 R3.7.20～R4.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2	令和3年7月19日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクト」による河川整備事業と連携して環境整備事業による良好な水辺空間を創出するための検討を行う業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R3久慈川・那珂川環境整備事業評価検討業務リバーフロント研究所・日水コン設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	36,674,000	36,487,000	99.49%	-	公財	国認定	3		本業務は、河川の環境整備の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和3年度斐伊川水系生態系ネットワーク検討業務 島根県出雲市 R3.7.22～R4.8.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 中国地方整備局出雲河川事務所長 武内 慶了 島根県出雲市塩治有原町5-1	令和3年7月21日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施においては、地域関係者と連携して生態系ネットワークを構築・推進していくための高度な知識や経験が必要とすることから、技術提案を求める評価テーマを設定した簡易公募型プロポーザル方式を採用し総合的に評価を行った結果、本業務を適切に遂行できると判断し、左記業者と随意契約を行うものである。	19,910,000	19,910,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、現在、事業化に向けて検討中の自然再生事業といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和3年度新技術を活用した多自然川づくり検討業務 広島県広島市中区上八丁堀6-30 R3.7.28～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 中国地方整備局長 多田 智 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和3年7月27日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施においては、「河川法改正20年多自然川づくり推進委員会」において取りまとめられた提言に基づき、新技術を活用した多自然川づくりの検討、技術資料の作成や人材の育成・普及啓発に係る仕組みの構築と試行を行うものであり幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求める評価テーマを設定した簡易公募型プロポーザル方式を採用し、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた左記業者と随意契約を行うものである。	42,053,000	42,020,000	99.92%	-	公財	国認定	1		本業務は、多自然川づくりの高度化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
R3稲戸井調節池整備等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R3.7.28～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和3年7月27日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、稲戸井調節池の整備に必要な各種検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、調節池掘削完了後の施設配置計画における留意事項について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R3稲戸井調節池整備等検討業務河川財団・キタック設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	45,100,000	45,100,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、調節池の整備の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 ー R3.7.29～R4.2.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 吉永 宙司 香川県高松市サンポート3番33号	令和3年7月29日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、「緊急確保航路等航路啓開計画」及び「広域海上BCP」の更新等を検討する業務であり、業務履行には関係する他の計画(具体計画等全国的な計画から港湾BCPのような個別の計画)や法令等様々な知見を必要とする。これを踏まえて検討し取りまとめる必要がある。このことから、高度・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	18,528,024	18,040,000	97.37%	-	公社	国認定	1		本業務は、四国の海上における南海トラフ地震対策といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
東北港湾における風力発電関連貨物の物流効率化方策検討業務 ー R3.8.3～R4.3.17 建築コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 大野 昌仁 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	令和3年8月3日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、今後の公共投資のための風力発電に係る基礎情報収集や経済効果を整理し、東北港湾に求められる機能や施設について検討するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、総合的に最も評価値が高位である公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。	14,850,000	14,850,000	100.00%	-	公社	国認定	2		本業務は、今後の公共投資のための風力発電に係る基礎情報収集や経済効果を整理し、東北港湾に求められる機能や施設についての検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和3年度限りの事業である。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
港湾機能継続計画の実効性向上検討業務 — R3.8.3～R4.3.18 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 大野 昌仁 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	令和3年8月3日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の実効性向上を図るため、訓練の実施、訓練結果(課題)を整理し、実効性向上策(航路啓開)の検討を行うものである。 また、実効性向上策の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料、議事録の作成及び、協議会における課題に対する対応策の検討を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・業務フロー」「工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案書」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。	14,784,000	14,773,000	99.93%	-	公社	国認定	1		本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の実効性向上を図るため、訓練の実施、訓練結果(課題)を整理し、実効性向上策(航路啓開)の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
大阪湾諸港等における広域的な港湾事業継続計画検討業務 — R3.8.6～R4.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 中村 晃之 兵庫県神戸市中央区海岸通29	令和3年8月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大阪湾諸港等における広域的な港湾事業継続計画の実効性を向上させるため、広域的な連携が求められる港湾事業継続計画等の検討、大阪湾港内の船舶から見た災害リスクの検討、広域的な感染症に対する港湾事業継続計画の検討、航路啓開実施者による図上訓練を実施するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が157者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に29者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人日本港湾協会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから公益社団法人日本港湾協会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	20,285,204	19,525,000	96.25%	-	公社	国認定	1		本業務は、事業継続計画の確立といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
令和3年度 地理情報標準及び海外の3次元測量制度に関する調査検討業務 R3.8.6～R4.3.11 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 飛田 幹男 茨城県つくば市北郷1	令和3年8月6日	公益財団法人日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場4-40-11 看山ビル	4011105005417	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号「公募」 本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、技術提案書の提出を招請した。 提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマに関する技術提案の総合評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し随意契約を締結するものである。	14,498,000	14,476,000	99.85%	-	公財	国認定	1		本業務は、地理空間情報の標準化推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和3年度 三次元地理空間情報の活用推進のための調査検討業務 R3.8.6～R4.3.11 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 飛田 幹男 茨城県つくば市北郷1	令和3年8月6日	公益財団法人日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場4-40-11 看山ビル	4011105005417	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号「公募」 本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、技術提案書の提出を招請した。 提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し、随意契約を締結するものである。	12,947,000	12,540,000	96.86%	-	公財	国認定	1		本業務は、地理空間情報の円滑な提供・流通といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和3年度公共測量に関する課題の調査検討業務 R3.8.10～R4.2.28 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 飛田 幹男 茨城県つくば市北郷1	令和3年8月10日	公益社団法人日本測量協会 東京都文京区小石川1-1 ザタワー 5F 5-1 パークコート文京	1010005004291	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号「公募」 本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、技術提案書の提出を招請した。 提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し、随意契約を締結するものである。	17,985,000	17,496,600	97.28%	-	公社	国認定	1		本業務は、公共測量の円滑な実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 R3.8.17～R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 岸 弘之 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和3年8月17日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、訓練結果から事業継続計画の実効性向上に向けた課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の改訂案を作成するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	18,062,053	17,996,000	99.63%	-	公社	国認定	1		本業務は、事業継続計画の実効性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
徳島小松島港みなとカメラ設置検討業務 R3.8.23～R4.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所長 新見 泰之 徳島県小松島市小松島町字外開1-11	令和3年8月23日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 当業務は、みなとカメラの監視対象区域について、従来の監視対象区域に加えて、災害時及び緊急時に監視が必要となる区域を新たに含めて、最適なカメラ設置場所・カメラ仕様等の設計を行うものである。検討に当たっては、みなとカメラに関する専門的技術が要求されるためプロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	20,053,000	19,800,000	98.74%	-	公社	国認定	1		本業務は、徳島小松島港における施設管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R3既存資料を活用した施設検証及び広報活動検討業務 利根川上流河川事務所 R3.9.2～R4.3.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和3年9月1日	設計共同体 公益財団法人河川財団他 2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流河川事務所が保管している古図等を活用し、渡良瀬遊水地の成り立ち及びそれが果たしてきた治水等の役割を検証するとともに、広報資料を作成し、来年、100年を迎える渡良瀬遊水地の広報企画を検討する。また、古図等の資料整理から、利根川改修について検証する方法を検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、歴史的な既存資料(古図等)を用いてこれまでの河川改修の検証を行う際の工夫について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(総合評価型)(拡大型)により選定を行った。 R3既存資料を活用した施設検証及び広報活動検討業務河川財団・建設技術研究所・パンフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	50,468,000	50,424,000	99.91%	-	公財	国認定	1		本業務は、治水事業における検証と広報といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理 由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
神戸港海上工事に伴う船舶航行安全対策検討業務 R3.9.6～R4.6.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 松本 英雄 兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30	令和3年9月6日	公益社団法人神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5	9140005020285	会計法第29条の3第4項 本業務は、神戸港の海上工事に伴う現地調査において周辺航行船舶の航行安全対策をとりまとめるものである。学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、船舶航行への影響を検証して航行安全対策を検討する。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が33者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に20者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、(公社)神戸海難防止研究会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから(公社)神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	14,131,715	13,915,000	98.47%	-	公社	国認定	1		本業務は、国際コンテナ戦略港湾機能強化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
大阪港海上工事に伴う航行安全対策検討業務 R3.9.6～R4.8.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 倉富 樹一郎 大阪府大阪市港区弁天1-2-1-1500	令和3年9月6日	公益社団法人神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5	9140005020285	会計法第29条の3第4項 本業務は、大阪港海上工事に伴う船舶航行に対する安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が35者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に17者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人神戸海難防止研究会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから、公益社団法人神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	13,620,392	13,398,000	98.37%	-	公社	国認定	1		本業務は、国際コンテナ戦略港湾機能強化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び品目 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
令和3年度 みなとカメラ設置検討業務 愛知県名古屋 R3.9.7～R4.8.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 加藤恒太郎 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	令和3年9月7日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中部地方整備局管内における港湾(名古屋港、清水港、御前崎港、津松阪港)の直轄工事の施工管理を行うとともに、災害発生時に直轄施設の状況把握ができるみなとカメラ装置(カメラ機器や映像伝送設備、通信設備の総称)の新設・更新について、設置位置も含めた検討を行うものである。 本業務の実施に当たっては、災害発生後にみなとカメラを運用するため、通信や電気設備について災害に対する備えが必要であり、災害発生後を見越した電気・通信の設計条件のプロセスについて専門的な知識と高度な技術を要する。 そのため、技術提案を求め適切に評価し受注者を選定する他、優れた技術提案がなされた場合には仕様に変更を反映することにより、業務成果の向上を図ることができる簡易公募型プロポーザル方式により実施するものとし、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 テーマ：災害発生後におけるみなとカメラの安定運用を図る上での着眼点と設計の考え方 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する優れた提案を行った者として特定された者である。	29,623,000	29,590,000	99.89%	-	公社	国認定	1		本業務は、災害対応または施工管理といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R2荒川上流事業方針検討業務 荒川上流河川事務所管内 R3.9.9～R4.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-12	令和3年9月8日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、荒川上流河川事務所管内の治水事業の事業展開を検討するにあたり、多岐にわたる整備状況の整理及び検討項目があるため、高度な知識や専門的な技術、経験が要求されることから、提出された技術提案に基づき仕様を作成することで最も優れた成果を期待できる簡易公募型プロポーザル方式により契約手続きを実施したものである。 R2荒川上流事業方針検討業務河川財団・パンフィックコンサルタンツ設計共同体は、本業務遂行において適正な業者を選定するために、技術提案を求めた簡易公募型プロポーザル方式により、技術的に最も優れた業者として特定されたため、左記業者と随意契約を行うものである。	31,339,000	31,339,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川整備の状況整理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和3年度 長良川遊水地地区環境保全利活用方策検討業務 R3.9.14～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	令和3年9月13日	令和3年度 長良川遊水地地区環境保全利活用方策検討業務リバーフロント研究所・日本生態系協会設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1丁目17番24号	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、長良川遊水地の河川空間利用を含めた多自然川づくりを検討するために、基礎資料を収集・分析し、周辺環境等を踏まえた遊水地施設整備について検討するものである。 左記業者は企画提案書の提出があった4者のうち、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、業務の特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れたことから特定したものである。	27,500,000	27,335,000	99.40%	-	公財	国認定	4		本業務は、長良川遊水地施設整備といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 なお、本業務は令和4年度に終了する事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
都市内のネットワークの観点からみた交通結節点等の計画手法に関する調査業務 R3.9.18～R4.2.25 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 木村 嘉富 茨城県つくば市旭1	令和3年9月17日	設計共同体 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、DX社会やニューノーマルに伴うライフスタイルの変化等の新たな潮流を踏まえて、交通空間と環境空間の連続的な利用等を含め交通結節点全体の観測を実施できる能力が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。その結果、入札説明書を交付した25者のうち2者から技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記相手方が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい相手方であると判断された。以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	19,426,000	19,096,000	98.30%	-	公社	国認定	2	本業務は、駅前広場等の適正な設計といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 なお、本業務は令和3年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
令和3年度 関東管内の港湾における事業継続計画検討業務 R3.9.28～R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和3年9月28日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂三丁目3番5号住友生命山王ビル	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、下記3点を行うものである。 ①横浜港BCP(風水害編)について、管内の港湾BCPのケーススタディとして、令和2年度に実施した訓練結果を踏まえ改訂に向けた検討を行う。また、港湾BCP(感染症編)を参考に、横浜港BCP(感染症編)の検討を行う。 ②東京湾BCP(風水害編)については、海上交通安全法改正(令和3年7月1日施行)を踏まえ風水害編の検討を行う。 ③広域防災協議会においては、協議会の運営、当局が実施する訓練計画の策定、訓練の補助及び訓練結果を踏まえた実効性の検証を行う。 本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有するとともに、感染症禍における自然災害への対応、同時生起する複合災害に関する総合的な知見を有していることが必要である。 以上を踏まえ、本業務の実施にあたり、「横浜港における感染症BCPの検討を行う上での着眼点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。 その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	19,415,000	19,360,000	99.72%	-	公社	国認定	1	本業務は、感染症禍における港湾の事業継続計画の策定といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。	無	
広島港航行安全対策検証業務 R3.10.20～R4.3.29 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所長 井山 繁 広島県広島市南区宇品海岸3-10-28	令和3年10月20日	公益社団法人瀬戸内海海上安全協会 広島県広島市南区的場町1-3-6	2240005012774	会計法第29条の3第4項 本業務は、広島港出島地区の工事に関わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。簡易公募型プロポーザル方式により公示を行ったところ、1社から参加表明書が提出された。広島港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会において、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、1社へ技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会において総合的に評価した結果、公益社団法人瀬戸内海海上安全協会を本業務の契約相手方として特定したものである。 (簡易公募型プロポーザル)	20,530,849	20,460,000	99.65%	-	公社	国認定	1	本業務は、港湾工事における船舶の安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施して、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
令和3年度 狩野川河川環境検討業務 R3.10.28～R4.12.16 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 渡部 正一 静岡県沼津市下香貫外原3244-2	令和3年10月27日	令和3年度 狩野川河川環境検討業務東京建設コンサルタント・リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1-17-24号	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、平成12年12月に策定した「狩野川水系河川整備基本方針」のうち、流域及び河川の自然環境・河川空間の利用状況(以下「河川環境」という)及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量(以下「正常流量」という)について、策定以降の狩野川流域の自然条件、流域の社会条件、河川水の利用実態等の諸条件、また、狩野川流域に関する最新の研究や調査結果、成果等を踏まえ、狩野川の河川環境及び正常流量に関する内容について点検及び更新を行い、変更案を作成するものである。 左記業者は、企画提案書の提出があった2者のうち、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	39,523,000	39,523,000	100.00%	-	公財	国認定	2		本業務は、狩野川の河川環境等に関する検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 なお、本業務は令和4年度に終了する事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R3利根川下流事業計画検討業務 利根川下流河川事務所管内 R3.11.2～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	令和3年11月1日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流河川事務所管内における河川改修、河川維持管理、河川調査、河川防災を一体的に進めるための基軸となる短期から中期の事業計画(案)策定に向けて必要となる、資料集並びに基本事項の整理・検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、利根川下流における整備方針検討にあたっての着目点とその検討方針について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3利根川下流事業計画検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	16,467,000	16,390,000	99.53%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川の事業計画の策定といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
高知港海岸みなとカメラシステム基本設計等業務 R3.11.5～R4.6.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 相澤 幹男 高知県高知市種崎874番地	令和3年11月5日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、高知港海岸において直轄工事の施工管理及び災害事故時等の危機管理を含めた施工管理に活用することを目的として、みなとカメラの設置場所、通信方法、設備等について設計を行うものである。このことから、高度・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	15,193,338	15,059,000	99.12%	-	公社	国認定	1		本業務は、高知港海岸における施設管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
令和3年度 吉野川流域生態系ネットワーク検討業務 徳島河川国道事務所 R3.11.12～R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新毛 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35	令和3年11月11日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務を遂行するためには、河川環境の評価の分析及び生態系ネットワーク検討について高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める技術内容等に合致し、最も優れた提案であると認められたため、左記業者を特定したものである。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	17,413,000	17,413,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、吉野川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、業務内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 なお、本業務は令和4年度に終了する事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの発展のあり方検討業務 R3.12.6～R4.7.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 吉永 宙司 香川県高松市サンポート3番33号	令和3年12月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、フェリー・RORO船舶自動運航技術や国内外のユニットロードターミナルの自動化・AI技術等新技術の普及に合わせた四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの発展のあり方等について検討し取りまとめる必要がある。このことから、高度・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	14,897,837	14,740,000	98.94%	-	公社	国認定	1		本業務は、四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの実現といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつていないものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
千葉県道路維持管理効率化検討業務3M13 千葉県道事務所管内 R3.12.8～R4.3.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局千葉県道事務所長 小島 昌希 千葉県千葉市稲毛区天台5-27-1	令和3年12月7日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、千葉県道事務所において、道路維持管理業務の負担軽減およびICTの積極的な活用に着目し、道路維持管理効率化の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	36,355,000	36,344,000	99.97%	-	公財	国認定	6		本業務は、道路の維持管理の効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
R3利根川下流域自然環境調査等業務 利根川下流河川事務所管内 R3.12.18～R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 官 関東地方整備局利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	令和3年12月17日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関東エコロジカル・ネットワーク形成事業の一環として、利根川下流域において多様な生物の生息・生育が可能な河川環境及びその周辺(堤内地)の調査を行い、コウノトリ等の指標種を選定し、これらのシンボルとなる生きものを通じた地域振興・経済活性化や流域治水等の取組を関係自治体及び関係団体との協働・連携を図るための情報収集を行い、「利根川下流域エコネット地域づくり推進協議会(仮称)」(以下、協議会)設立に向けた準備・検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、エコロジカル・ネットワークを通じた地域振興・経済活性化の検討手法について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人 日本生態系協会は技術提案をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を締結するものである。	13,915,000	13,867,700	99.66%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川の自然環境調査といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和3年度博多港船舶航行安全検討業務 R4.1.7～R4.5.31 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長 長山 達哉 福岡県福岡市大手門2-5-33	令和4年1月7日	公益社団法人西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 本業務は、自然条件、現地における船舶航行実態、船舶の操船、工事工法、公衆への影響等を踏まえた総合的な分析、評価、検討を目的とし、技術的、社会的な多様な視点が必要であり、高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠であることから、受注者においては、 1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力) 2. 実施方針(業務理解度、実施手順、その他) 3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点から技術提案書の提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人西部海難防止協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	15,961,483	15,730,000	98.55%	-	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う一般船舶航行に対する安全対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和3年度限りの事業である。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
令和3年度 名古屋港 航行安全対策検討業務 愛知県名古屋市 R4.2.7～R5.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局 名古屋 湾事務所長 藤田亨 愛知県名古屋市港区築 地町2	令和4年2月7日	公益社団法人伊勢湾海難 防止協会 愛知県名古屋市港区西倉 町1-54	3180005014553	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、金城ふ頭地区の岸壁整備工事及び 泊地浚渫・揚泥工事における施工方法に係 る周辺航行船舶等に対する航行安全対策に ついて、学識経験者・海事関係者等からなる 委員会を設置し、検討するものである。 本業務は、工事に伴う一般及び工事船舶の 安全確保に必要な海上の安全に関する 高度な知見が必要となる業務であり、提出さ れた技術提案に基づいて仕様を作成する方 が優れた成果を期待できる業務であることか ら、「プロポーザル方式」を採用することとし、 公募により参加表明があった者の中で資格を 満たした者から技術提案書を求め、「担当技 術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フ ロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する 技術提案」について、提出された技術提案書 の記載内容と担当技術者へのヒアリングによ り評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人伊勢湾海難防止 協会を契約の相手方として特定した。	12,265,000	12,100,000	98.65%	-	公社	国認定	1		本業務は、ふ頭再編事業による競争力強 化といった政策目的の達成のために必要な支 出であり、参加条件等の見直しを行うなど、競 争性を高める取り組みを実施したが、一者応 募となっているものである。今後は、契約準備 期間の確保、業務内容の更なる明確化の検 討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の 検討に取り組みなど競争性を高める見直しを 行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り 組むものとする。また、企画競争における提案 書の審査等においても公平性・公正性の確保 が十分に図られており、問題はない。	有
鼻栗瀬戸航路等みなと カメラシステム更新検討 業務 R4.3.15～R4.8.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局 松山港 湾・空港整備事務所長 宮崎 貴司 愛媛県松山市海岸通 2426-1	令和4年3月15日	公益社団法人日本港湾協 会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、鼻栗瀬戸航路及び四国西南航路 において、航路管理及び災害・事故時等の危 機管理を含めた監視を行うためのみなとカメ ラシステムの更新について検討を行うもので ある。このことから、高度・専門的な技術力 を要求される業務と判断し、簡易公募型プロ ポーザル方式を採用した。提出された技術提 案書を総合的に評価した結果、最も優れてい ると評価された者を契約の相手方として特定 したため、左記業者と随意契約を行うもので ある。 (簡易公募型プロポーザル)	28,226,000	28,160,000	99.77%	-	公社	国認定	1		本業務は、鼻栗瀬戸航路等における施設 管理といった政策目的の達成のために必要な 支出であるが、競争性を高める取り組みを実 施しており、点検の結果問題はない。なお、本 業務は令和3年度限りの事業である。また、企 画競争における提案書の審査等においても公 平性・公正性の確保が十分に図られており、 問題はない。	無
平城宮跡歴史公園第一 次大極殿院東棟実施設 計その2業務 奈良県奈良市佐紀町地 先 R4.3.31～R7.11.30 建築関係建設コンサル タント業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 国営飛 鳥歴史公園事務所長 中村 孝 奈良県高市郡明日香村 大字平田538	令和4年3月30日	公益財団法人文化財建造 物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2- 32-15	3011505001405	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、平城宮跡歴史公園第一次大極殿 院東棟復原整備工事の工事施工段階におい て、設計者が設計意図を正確に伝えるため、 質疑応答、説明、確認を要する部材、部位に 係る施工図の確認を行い、工事材料、設備機 器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関 して設計意図の観点からの検討、助言等を行 う業務であり、建築士法の規定に基づく国土 交通省告示第九十八号(平成31年1月21 日)における設計業務の標準業務のうち、「工 事施工段階で設計者が行うことに合理性が ある実施設計に関する標準業務」に該当する業 務であるため、設計者がこれを行う必要がある。 本業務に係る設計は、令和元年度に簡易公 募型プロポーザル方式により選定された上記 業者が行ったものであるため、設計者である 上記業者と随意契約を締結するものである。	49,522,000	48,731,100	98.40%	-	公財	国認定	1		本業務は、古代の伝統木造建築物を再現 するといった政策目的の達成のために必要 な支出であるが、「公共調達の適正化につ いて」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏 まえ随意契約しているものである。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
平城宮跡歴史公園第一次大極殿院東棟復原整備工事監理業務 奈良県奈良市佐紀町地先 R4.4.1～R7.11.30 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 東川 直正 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	令和4年3月31日	公益財団法人文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-32-15	3011505001405	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、工事監理業務として、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかを確認・報告する業務である。 業務の対象となる工事は、古代の伝統木造建築物を創建当時の姿に厳正に再現することを旨とするもので、当時の技法や材料の検証をとおし、伝統的な技法による部材の製作・施工により復原(新築)する特殊な工事である。また、建築基準法等の現行法に基づく、耐震安全性及び防火安全性を確保する必要があるため、構造面、避難面及び延焼対策に関して独自の検証を行い、建築基準法の規定に基づく大臣認定を取得した工法等を採用しており、古代と現代の技術を併せもった実施例の少ない特殊な技術・工法が用いられた工事である。 本業務においては、当該工事が目指す厳正な再現及び各種安全性の確保のため採用している技術・工法に対して厳密な監視が必要となるが、独自に検証された特殊な技術・工法であるため、設計業務において実際にその技術・工法を検証し、その考え方を理解した設計者でなければ、適切に業務を遂行することが出来ない。 よって、本業務は、設計業務の受注者である公益財団法人文化財建造物保存技術協会と随意契約するものである。	52,954,000	52,800,000	99.71%	-	公財	国認定	1		本業務は、古代の伝統木造建築物を再現するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	無
丹山川河川管理施設監理検討業務 兵庫県豊岡市幸町地先 他(豊岡河川国道事務所管内) R4.4.1～R5.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 南 知之 兵庫県豊岡市幸町10-3	令和4年3月31日	河川財団・建設技術研究所設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに現状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の検討を行うものである。また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事業を抽出しとりま河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	22,165,000	22,165,000	100.00%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川の適切かつ適正な維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

(注1)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公財
公社
国認定
都道府県認定

有
無